

青森県公共事業評価システム検討委員会設置要綱

平成18年12月23日
改正 平成20年9月8日
改正 平成21年5月11日
改正 平成22年4月1日
改正 令和6年4月1日

(設置)

第1 公共事業評価に関する制度等（以下「公共事業評価システム」という）について検討するため、青森県公共事業評価システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共事業の事前評価及び継続評価、再評価並びに事後評価に係る制度の改善に関すること。
- (2) その他公共事業評価システムの重要事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、公共事業の評価に関して専門的な学識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、原則として委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(守秘義務)

第6 委員は、第2に規定する事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めのない事項については、委員会の審議により決定する。

附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。